

第7回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成30年3月20日（火）午後6時30分～午後8時30分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表
小野友道	熊本機能病院顧問 医学博士
太田 明	（志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長）代理
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長（欠席）
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長

岡崎光治	熊本県健康福祉部健康づくり推進課長
徳永憲治	熊本県教育庁人権同和教育課長

事務局／小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	課長補佐
濱口 佳久	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	
	総務・特定疾病班	主幹
塩木 剛	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	
	総務・特定疾病班	参事
益崎 恭行	熊本県教育庁人権同和教育課	指導主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1)中間報告書について
 - (2) ハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組について
 - (3) 事務局からの報告
 - ・平成30年度取組計画
 - (4) その他

【1 開会】

(進行／小夏課長補佐)

それでは、中委員がまだお見えではございませんが定刻となりましたので、ただいまから「第7回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。

開会にあたりまして、熊本県健康づくり推進課長の岡崎がごあいさついたします。

【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

(岡崎課長)

皆さん、こんばんは。健康づくり推進課長の岡崎です。本日はお忙しい中、また、雨の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、2点議題を用意しております。1点目はこれまでの議論の概要、それから、これまでの取組の成果、課題等をまとめました中間報告書を作成させていただきまして、その案について、事務局から提案させていただきまして、それを踏まえて2点目の議題であります今後のハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組についても、御議論いただければと思っております。大変限られた時間ではございますけれども、忌憚（きたん）のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小夏課長補佐)

それでは、これから議題に入りますが、委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

(内田委員長)

それではよろしく願いいたします。お手元の次第に従いまして、議題を進めさせていただきます。

まず議題1は、中間報告書についてです。事務局から中間報告書について、御説明をお願いいたします。

【3 議題】

(1) 中間報告書について

(濱口主幹)

それでは、中間報告書案について御説明します。報告書案の1ページめくっていただき、目次を御覧ください。全体の構成といたしましては、3部構成としております。

まず大きな項番のⅠとして、ハンセン病問題啓発推進委員会について、そして委員会の設置趣旨や今回の報告書を作成することとなった経緯等を記載しております。

項番Ⅱとして、委員会での協議状況をまとめた部分で県の取組状況と、それから各界からの御報告をいただいておりますので、その報告内容について記載しております。

最後に項番Ⅲとして、今後の進め方ということで、これまでの協議状況を踏まえた総括

や今後の委員会の取組について記述しております。

最後に、参考資料として、当委員会の設置要項や委員一覧に加えて、県で実施いたしました事業に参加された方のアンケート概要を掲載するという構成になっております。

それでは内容に入っております。1ページ目の「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会について」では、まず委員会の概要を説明しております。1番で、本委員会の設置の趣旨、そして、今回の中間報告を作ることとなった経緯等をまとめさせていただいております。さらに2番で、委員会の目的や協議事項を、委員会の設置要項を作っておりますので、その設置要項を引用する形で記述をいたしております。

2ページ目では、これまでの委員会の開催状況等を表にまとめております。

3ページ目からは、委員会での協議状況についての記載になります。

まずは、熊本県の取組状況の評価ということで、県のこれまでの啓発事業にかかる取組を、健康づくり推進課と教育委員会の人権同和教育課に分けて記述をしております。

それぞれ御説明します。事業については、共通の記述ルールといたしまして、黒で四角ポツを付けている項目を見ていただくと分かるのとおり、それぞれの事業を、まず1の事業概要、事業の成果、これまでの委員会での御意見、その御意見に対する対応、そして、さらにその対応を踏まえて、今後の課題という項目で整理をさせていただいております。

それでは、健康づくり推進課での取組から御説明をしたいと思います。3ページ目から5本、事業を説明します。まず1つ目の①として、菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」についてです。当該事業は、平成16年から実施をしております。事業概要にあるとおり、当該事業は、菊池恵楓園を訪問いたしまして、施設見学やハンセン病の歴史を学ぶとともに、入所者の方々との交流の機会を通じて、正しい理解を深める目的で実施をいたしているものです。一般県民を対象として募集いたしまして、今年度は2回実施いたしました。これまでの参加実績については、記述のとおりです。事業の成果を示す一端といたしまして、事後アンケートの結果を抜粋して記述いたしております。ハンセン病問題への認識や理解の促進、問題意識の喚起となったという意見があるなど、理解促進の一助となったものと考えております。

めくって、4ページ目では、当該取組に対する委員会での御意見といたしまして、児童・生徒の参加が少ないので、工夫が必要といった意見や、高校生が見学する際には、教育委員会も参加して、啓発に関する議論をやったらいいのではないかとといった意見をいただいております。当該意見に対しまして、県において対応した事項といたしまして、より学生・生徒が参加しやすいように実施時期を夏休みにしたことや、今年度からは実施回数を2回にするなど、対応を行った旨を記述いたしております。

その上で、さらなる今後の課題といたしましては、まだ先生や生徒が多いために、それ以外の一般の方々の参加を促すための工夫が必要といったことや、市町村や企業の人権教育担当者等への働きかけも必要といった課題も記述いたしております。

次に②で、ハンセン病医療・福祉研修会です。事業概要のとおり、退所者が園外の医療・

介護施設をより利用しやすくするための関係性構築といたしまして、医療、看護、介護分野の従事者や、経営者等を対象とした研修会を実施することで、専門的な知識を普及させることを目的としております。

実施内容といたしましては、医療従事者等を対象に、恵楓園で実際に医療や看護、介護に従事されている職員の方々からの講義や、あるいは退所者の方の体験談等を実施いたしております。当委員会でも医学界、福祉界の御報告をきっかけといたしまして、この事業を開始したものでございまして、昨年度から開始し、実績は5ページに記載のとおりです。事業の成果といたしましては、参加者から、後遺症の理解が深まったなどの意見が寄せられており、このことはまだ医療や介護従事者の間でもハンセン病そのものの知識がない方も多いことを改めて認識する結果ともなっております。今後の課題といたしましては、研修内容のさらなる充実に加えまして、医師の参加が少ないことから、それを促進するための取組、さらに、参加者の幅を広げるための努力等が必要というふうに記述いたしましたところ です。

めくっていただいて6ページ目は、ハンセン病問題啓発フォーラムです。事業概要のとおり、広く県民を対象として、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とするもので、平成28年に実施をいたしております。内容や参加実績は、記述のとおりです。事業の成果といたしまして、参加者アンケートでは、子どもたちの発表や回復者、家族の方々のお話に大変感銘を受けたという意見も多く、一定の啓発効果が認められましたが、裏を返せば、まだまだハンセン病問題について知らない方が多いということも示しているところ です。今年度は実施できなかったのですが、平成30年度につきましては、開催を予定いたしております。今後の課題としては、前回のフォーラムの周知が十分行き届かず、子どもたちの参加が少なかったことなどがありましたので、より多くの参加を得るための工夫が必要というふうに記述いたしております。

7ページ、ハンセン病問題啓発パネル展を記載しております。事業概要のとおり、多くの県民が利用する施設を利用し、啓発パネルの設置により、理解を促進することを目的としておりまして、県庁の新館ロビーや地下通路展示スペース、さらに、熊本市街地にあります県民交流施設を利用したパネル展示による啓発を行っているところ です。事業の成果としましては、展示とともにアンケートを設置し、記載のあった内容として、これまでハンセン病の問題の展示を見る機会が少なかった方が、理解を深めるきっかけとなったという意見をいただいているところ です。今後の課題といたしましては、パネル展示だけでなく、さらに理解や関心を深める内容の工夫や、展示機会そのものをさらに増やしていくための取組が必要と記載しております。

8ページは、ハンセン病問題普及啓発資材の作成について、記載しています。事業概要にあるとおり、ハンセン病問題の啓発のためのリーフレットを毎年度作成し、市町村や公立・私立の高等学校の新1年生全員に配布を行っています。配布実績は記述のとおりです。事業の成果といたしましては、ハンセン病問題の内容が簡潔にまとめられていて分かりや

すいとして、人権学習の機会等で資料として活用されているところです。また、退所者の方が地域で講話等を行う場合も、配布していただいているところです。

委員からは、リーフレットを読んで、さらに詳しく学習したいと思った方を園内の社会交流会館に誘導するための情報も盛り込んだらよいのではないかといった意見をいただきましたので、その意見に対する対応といたしまして、今年度のリーフレットには、社会交流会館の情報を追加したところです。今後の課題といたしましては、活用状況や内容に対する意見をもらう機会を確保し、内容のさらなる見直しを継続していくことや、子ども向けの簡易版等の取組も課題といたしているところです。

(益崎指導主事)

では、9ページ。人権同和教育課の取組を御説明します。まず1つ目が、若手教職員のための菊池恵楓園現地研修です。目的は、若手教職員が菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権について基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高めるということで、熊本市を除く公立の小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の、主に10年経験程度までの教職員の方を対象に実施をしております。内容については、講話と施設見学を中心に行っております。事前学習として、ハンセン病問題啓発DVDの方を視聴し、また、研修後には伝達研修を義務付けております。参加実績は書いてあるとおりです。事業の成果として、研修満足度は非常に高く、各学校において伝達研修を行うことで、参加者だけではなく、すべての教職員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識が深まり、実践的指導力が高まっているところです。今後の課題としましては、さらに基本的認識を深めて、実践的指導力を図るための研修内容の工夫が必要です。これまで、参加人数がかなり多かったので、今後は、これまでは3年サイクルだったものを4年サイクルに少し見直しをしまして、1回当たりの参加人数の方を減らして、より参加者が理解を深めるような、園での研修方法を工夫していきたいと考えております。

2点目が、ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修です。目的は、ハンセン病回復者等の人権について、教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高めるということで、平成27年度に、先ほど申しました啓発DVDを580セット配布をしております。これを活用して、研修を27年度には、すべての学校で実施をしたところです。28～29年度においては、まだこのDVDの未視聴者等には、必ず見ていただくようにという依頼をしながら、先ほど申しました若手教職員の現地研修後の伝達研修による研修等を活用して、各学校の実態に応じて研修をしていただいております。事業の成果は、教職員の基本的認識を深めて、実践的指導力が高まるというところがあります。委員会からの意見としては、ただの一方的な、伝えるだけの研修ではなく、議論する、あるいはお互いに人材育成を図るような方法の部分についても、少し御意見がありましたので、意見に対する対応としまして、ハンセン病回復者等の人権について基本的認識を深め、実践的指導力を高めるために、教職員同士がお互いに教育実践上の課題、あるいは情報等を交換し合うことができる

OJT (On the Job Training) 等の充実を指導しながら研修の方を行っていただくようにしております。今後の課題においても、そういった基本的認識を深めて、実践的指導力を高めるような校内研修等を継続的に実施していただくよう指導していきたいということです。

3 番目に、地域人権教育指導員研修会です。これは、本年度実施をしまして、県内市町村における人権教育を推進する地域人権教育指導員に対して、ハンセン病回復者等の人権について基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上を図るということで、対象は市町村の地域人権教育指導員です。内容は入所者代表、これは先日、これは太田菊池恵楓園入所者自治会副会長の講話でありますので、この志村自治会長のは、消していただきたいと思っております。太田副会長からの御講話と施設見学をさせていただきました。事業の成果として、参加者の満足度は 90%以上ございました。また、地域人権教育指導員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を高め、資質の向上を図ることができたと思っております。今後も、ハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題に対して、基本的認識を深めて資質の向上を図り、各地域の人権教育・啓発を進めていくように、地域人権教育指導員の方にも働きかけをしていくということです。

12 ページです。PTA 等リーダー研修会になりますが、県内の PTA 等のリーダーを対象として、ハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題についての基本的認識を深めるということで、対象は、最初の各学校の PTA というのは消していただいて、各 PTA 連合会の事務局員ではなく、会長、副会長、理事等にこれはなっております。

この PTA 等のリーダー研修会の中において、参加体験型研修を 60 分程度行った際に、ハンセン病問題に関する学習内容を入れさせていただいて、参加者の方々がしっかりとハンセン病回復者等の人権について学んでいただいたということです。事業の成果としては、アンケートの一部をそこに抜粋して書いておりますけれども、基本的認識が深まった、あるいは、人権教育を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切だと感じた、というような意見が寄せられて、研修の成果があったのではないかと考えております。今後も、PTA 等のリーダーに対して、各地域において人権教育に取り組んでいただくよう働きかけることを考えております。

5 番目です。学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会です。学校教育及び社会教育における各種研修会において、ハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題について理解と認識を深めるということで、対象は教職員等と書いておりますけれども、ここに社会教育関係者も含まれますので、社会教育関係者の方も追記をしておいていただければと思います。内容については、研修を行う際、ハンセン病回復者等の人権についての部分に触れて、理解を深めていったところです。委員会からの意見等に関しての対応としては、ハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題を題材とした指導事例、あるいは授業実践例及び参考資料等を県教育委員会ホームページで資料提供しておりますので、そういった部分で指導方法等の工夫・改善を進めていくよう指導してきているということです。今後の課題についても、そういったハンセン病回復

者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題について理解と認識を深める研修等の内容の工夫を行っていくところです。

最後に6点目、教育庁職員人権問題研修会です。教育庁職員がハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるということで、教育庁の全職員に対して、実施内容は、啓発DVDを活用した職場内研修の提案です。職場内研修の提案を行いました。教育庁職員のハンセン病回復者等の人権について基本的認識を深めることができました、今後もそういった形でハンセン病を含め、さまざまな人権問題についての理解と認識を図るような研修等の内容の工夫をこちらとしても提案をしていくものです。

(濱口主幹)

14ページからは、前回委員会までに確認を行いました医学、福祉、法曹、マスコミ、宗教のそれぞれの各界の取組状況について記載をしております。各委員会での報告の詳細は、県庁のホームページでも掲載し周知しておりますので、今回の報告書では、その概要を、それぞれ各界の報告を1ページごとにまとめて記述いたしております。まず、14ページ目には、医学界の取組についての報告内容になります。報告内容については、すでに委員も御承知ですので省略をいたしたいと思っております。委員からの御意見といたしましては、ハンセン病講座の受講者は多いものの、実際に診断できる医師が少ないという状況につきましての確認の意見や、大学でのハンセン病問題の反省を踏まえた取組等の質問がっております。報告や委員会の質疑や明らかになった課題を最後の欄に記述いたしております。この課題の中で、県として取組をしてきたことも合わせて記述をいたしております。先ほども御説明したとおり、県では、医療や福祉従事者向けの研修会を平成28年度から実施いたしておりますので、その内容を記述いたしているところです。

15ページ目は、福祉界の取組に関する御報告になります。報告内容については、割愛をいたします。委員会の意見といたしましては、退所者が社会生活を営む上で、介護認定における問題や、あるいは社会福祉士への相談を増やすための知識や理解のある社会福祉士の必要性についての意見がありました。課題とそれに対する対応といたしましては、先ほどの医学界の報告でも申し上げたとおり、退所者の社会生活を支援する人材を育成するための県の医療・福祉研修会に、県社会福祉士会から参加を呼びかけていただきまして、参加していただくという取組を行っているところです。また、数字の実績は少ないですが、少しずつ受講実績も上がってきているところです。

めくっていただいて16ページ目は、法曹界の取組について記述をいたしております。報告内容は記述のとおりです。委員からは、最高裁の報告書の内容に対する意見や質問等がなされております。課題といたしましては、ハンセン病問題は回復者だけでなく、家族に対する偏見や差別があるため、それらの解消に向けた取組が必要といたしまして、その上で、それに対する県での取組の一つとして、熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムというものを実施し、その中で、実際の家族の方々にもお話をいただくことで、その周知活動を

実施いたしていることを記述いたしております。

17 ページ目では、マスコミの取組について記述をいたしております。報告内容については割愛いたします。委員からの御意見といたしましては、ハンセン病問題を定期的に報道することの必要性や、インターネットによる差別意識の助長への懸念、また報道関係者が自分たちの中で検証する仕組みづくり、あるいは、高校、大学の人権教育とメディアとの連携した取組などについての提言がっております。課題とそれに対する県の対応といたしましては、意見でもいただいたとおり、報道自ら検証していくという姿勢の重要性や、ネットによる差別を解消するための若者の理解を深める取組の必要性を挙げております。県の取組といたしましては、ハンセン病問題の啓発に関する取組をより多くの報道に取り上げてもらえるよう、さらなる工夫の必要性を記述いたしているところです。

18 ページは、宗教界の取組を記述いたしております。報告者の藤井様からも宗教界もその一役を担う差別の正当化の歴史の反省と、現在の取組等が説明されておまして、課題といたしましても、その宗教界においても啓発活動の推進を課題といたしているところです。

次に 19 ページ目。総括といたしまして、今後の進め方についてということで、総括的な記述を行っております。最初の 1 番で、県の取組状況の検討から見えてきた課題を書いております。これまでの県の取組で、理解の促進や問題意識の喚起になったという意見ももらうなど、一定の啓発効果は見られているものの、まだ工夫や実施効果を高めるための取組が必要としております。さらに、菊池恵楓園の社会交流会館の活用や、合志市や国とともに検討している菊池恵楓園の社会化に向けた取組との連携につきましても、啓発を進めるための重要な項目でありまして、その記述をいたしているところです。

2 番では、先ほどの各界の取組の中で見えてきた課題のうちで、特に、2 回目、3 回目の医学界、福祉界の報告でも明らかになった課題への対応例といたしまして、医療・福祉研修会を記述いたしているところです。今後も各界における新たな取組や課題が出てきた場合に、当該委員会で協議し、必要な提言を行うことを記述いたしております。

最後に 3 といたしまして、今後の委員会の在り方について記述をいたしております。これまでの取組で見えてきた課題を踏まえ、今後も啓発の基本的な方向やあり方を検討していくとし、具体的には県等が行います取組に対する PDCA (plan-do-check-act) サイクルに基づく評価・検討を検証し、必要な提言を行うことを記述いたしております。

20 ページ以降の参考資料の御説明については、割愛をさせていただきます。中間報告書案の説明については、以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(内田委員長)

ありがとうございました。ただ今御説明いただきました中間報告書案について、委員の皆様御意見や御質問等をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

(小野委員)

まだ文章をいろいろ直す機会がありますか。

(濱口主幹)

はい。

(小野委員)

例えば8ページの、先生、いろいろよろしいですか。いいですね。8ページの一番下の今後の課題の文章が「より」から始まっているので、「ハンセン病問題の理解をより促進できる」に変えたらいいとか、少しだけ。小さいことですがね。

それから10ページが、一番上の行のところに、普通読むと3年サイクルの受講が4年サイクルになったら、参加数が多すぎるから4年サイクルにするとより細やかになるというのは、これだけ読むと一般的には分かりにくいんですけど、どういうことですか。

(益崎指導主事)

はい。9ページの実績のところを御覧になっていただくと、3年サイクルで当初は、すべての公立の学校の先生方1名ずつ御参加をいただいて考えていたときに、180人ぐらいの先生方が一斉にここの恵楓園で学ばれます。この数で、しかも、施設見学をされる際に、どうしてもボランティアの方の数が足りないということで、1つのグループを減らしたいということで、120人ぐらいを目途に考えて、4年サイクルで計画しているところです。

(小野委員)

分かりました。

(内田委員長)

他に御質問とか、あるいは御意見があれば頂戴したいと思います。

(遠藤委員)

11ページの下から2番目の事業の成果の一番最後の文章の一番最後ですが、「資質の向上ができた」と、これは図ることができたんですか、それとも、なんかこれはこれで読める字があるんですか。ちょっと、どういうことかなと。

(益崎指導主事)

おっしゃるとおり、図ることができたというふうに御解釈いただければと思います。申し訳ございません。

(遠藤委員)

分かりました。

(太田代理)

昨年末の12月14日でしたが、熊本市の東野中学校で講演したんですけども、あそこも地震でこれから校舎を建て直すということなんですけれども。校長先生の部屋で1時間ぐらいいろいろ話したんですけど、どうも、この啓発DVDを見たこともないし、聞いたこともないし、全く知らないと言われるんですよ。じゃあ、校長先生、転勤されて、いろんな転勤のタイミングのずれで見られてないんじゃないですかって聞いたんですけど、いや、もし学校で配布されてるなら、僕はずっと中学校の校長として、ずっと転勤してるん

ですけど、1回もまだ見たことないと言われてましてね。ああ、そういうこともあるのかなということで。まだ学校現場で啓発ビデオがまだ徹底されていないような感じがしました。

それから、ハンセン病問題啓発パネル展も結構なんですけれども。実は今、恵楓園の絵画グループの金陽会が、現在、奄美で絵画展を開催しているんですけれども、今日第一報が地元から入ったんですけれども、この入所者の親族の方、特に甥御さんや姪御さんが何回ともなく足を運んでいると聞きまして、ちょっと胸を打たれるところがありました。今後、啓発パネルも結構なんですけれども、私ども 850 点の作品を持っておりますので、できればこういった金陽会の作品展示の機会を、ぜひ県の方で作っていただけるとありがたいと思っております。社会的な評価が高まっていますので、なんか1年に1回ぐらい、県の主催でそういったことがあってもいいのかなという感じがします。

それからもう一つは、先週の土曜日ですか、日本財団の方から3名の方がお見えになりました。今、日本財団でも本格的に国内でのハンセン病啓発事業を興すということで、相当な希望が、うちにも来てくれということで、相当きたそうです。ですから、全国規模で日本財団としても、今後啓発活動を今後とも推進していきたいということでした。

私どもも啓発の講演なんか受けてるんですけれども、何しろ志村と私、そして杉野と3人で対応しているものですから、なかなか、実際には半分以上断ってるんですよ。そういう影響があって、やはり、まだ希望する学校が非常に多いということが、日本財団の話でございまして、何とか、日本財団としても今後取組を強化していきたいという御発言がございました。以上です。

(益崎指導主事)

太田委員からの最初の DVD の件に関して、10 ページの事業目的の白丸の3つ目の、配布先のところに書いていますが、実は熊本市を除いております。熊本市はどうしても政令指定都市で、県の教育委員会とは別の熊本市の教育委員会が管轄です。ただし、本年度から熊本市もこちらの現地研修を始めております。うちのこれまで3年間やってきたノウハウを担当の指導主事の方にお伝えをして、そのノウハウを元に今年度から始めていращやいますので、ここで私は、おっしゃるように DVD を活用して事前研修をして、事後は、こうやって伝達研修を県でしていることに関して、向こうの熊本市の指導主事の方にも伝えておりますので、今後、おそらく改善が図られるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

(太田代理)

なるほど。そうですね。熊本市を除くとなっていましたね。そのことでしたか。そうだったんですか。なるほどね。それでは DVD (ハンセン病問題教育普及ビデオ「壁をこえて」) は持ってないですね。見る機会がなかったんでしょうね。じゃあ、今後、熊本市内の先生方の人事異動は熊本市内だけでしょうか。

(益崎指導主事)

熊本市は、熊本市だけでも動くということで。熊本市外の教職員と、熊本市はもう全

く人事は別という形です。

(太田代理)

ああ、そうなんですか。

(内田委員長)

他にございませんか。

(遠藤委員)

この中間報告書を拝見してて、私自身は、これ自体に何も異論はなくて、これはこれでよく整ってらっしゃると思うのです。あと、どの話、どこの時点でお話していいのかが、ちょっと僕の中でうまく理解ができてないんですけど。このワードでは、この議題の(2)の方でお話の方がいいのかとも思うんですけども。ですから、この内容について基本的に、異論がないという前提でちょっと(2)とつながるようなところで、ちょっとお話、これをちょっと素材にしてお話をするというような、そんなお話の仕方でも平気ですか。これはこれで1回切ったほうがいいですか。

(内田委員長)

そうですね。それで、はい。他に、御質問とか御意見があれば頂戴できればありがたいと思いますが。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただ今いただきました各委員からの御意見とか御提案をさらに加味していただいて、修正した分をお作りいただき、それを各委員の方にもう一度お示しいただきまして、その上で公表するというふうな手続きを取っていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。じゃあ、事務局、よろしく願いいたします。

それでは、議題2の「ハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組について」ということで、移らせていただきます。事務局から御説明いただければと思います。

(2) ハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組について

(濱口主幹)

はい。御説明いたします。議題2として、資料「ハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組について」を御覧ください。

先ほどの中間報告書案の御説明の中で、今後の進め方で記述している内容につきまして、もう少し具体的に記述をいたしているものです。

1番に、今後の進め方といたしまして、大きく3項目を記載しております。1つ目としまして、これまでも行ってきたところですが、県の取組状況についての検討や意見交換を行うこととしております。

2番目の項目といたしまして、各界の取組につきましては、一とおり一度、各界からの御報告もいただいておりますが、今後についても、新たに啓発に係る協議事項が出てきた場合に、報告や協議を行うことといたしているところです。

3番目の項目といたしまして、最初の第1回委員会の中で決めたとおり、5年目に一つ

の区切りとして委員会の報告書の作成を予定いたしておりますので、その内容にどういった項目を盛り込んでいくのかにつきまして、そういった最終的な姿を見据えた形の検討を行うということを記載しているところです。以上、3つの項目を今後の検討する項目として記述をいたしております。

また、それに連動いたしまして、2番目の開催時期について、見直しの内容を記述いたしております。県が行う事業の効果をさらに見極めて、効果的な方法や内容とすることを考えた場合に、今まで9月頃と3月頃の実施をいたしておりましたが、それを見直しまして、6月頃と3月頃の開催時期としております。年度のより早い時期に1回目を実施することで、当該年度の具体的な取組計画と、それに対する提案がいただきやすくなるのではないかとの考えによりまして、当該開催時期を御提案しているところです。

以上、御検討のほど、よろしく願いいたします。

(内田委員長)

ありがとうございました。ただ今の御説明につきまして、御質問とか、あるいは御意見があれば頂戴したいと思うんですが。遠藤先生、先ほどの発言しかけていたようですので。

(遠藤委員)

私は、何度かお話したことがあるんですけども、いろんな各県で、「無らい県運動」の検証とかってというのがなされておりますよね。その後、それを受けて今後熊本県としてどういうことをしたらいいのか、どういう成果を上げていこうかっていう、こういう会議ができてるっていうのは、すごく貴重なことだと思うんですけども。それで、これは他に、私の知る限りないものですから、やはり、これは形の上だけでやるのではなくて、成果物をきちんと出していかなければ、本当は意味がないというふうに思っているんですね。

それで、回数もそうですけれど、うまく説明できないんですけども。例えば、その後のことともつながるんですけども、ちょっと変な言い方をして恐縮なんですけれど。例えば、中間報告の3ページをちょっと開けていただきたいんですけども。ここで、健康づくり増進課の事業として、①の「菊池恵楓園で学ぶ旅」っていうのがありましたよね。これはこれで議論する必要があるのかもしれないんですけども。例えば、目的のところ、「入所者との交流の機会を通じて」ということが書いてあるんですけど、もうこれは太田さんからお話してくださった方がいいと思うんですけども、実際に入所者の方との交流の機会はほとんど持てないという、要するにお話することができる入所者の方の数がもう1～2名ぐらいしかなくて、要するに、こういう企画を作っても、今後、もう来年度も含めて、入所者の人が出てくるのが不可能に近いという状況がもう1年、2年の先に見えてるんですね。これから先事業ができるか、という大変危ない時期に来ているんですね。

そしてじゃあ、ボランティアガイドはどうなのかっていうと、この間熊日新聞にかなり大きく出てましたけども。私もボランティアガイドの養成講座にずっと関わって来ますが、ガイドの登録人数はいらっしやるんですけども、ガイドとして活動できる方の数

が非常に少ないものですから、結局、入所者の方との交流も難しい。そして、ボランティアガイドが、じゃあその分をフォローできるかという、なかなかできない。こういう状況の中で、これからこういうものをどうやったらいいだろうかっていう。

これは一つの例なんですけど、私たちのこの推進委員会というのは、こういういろんな企画にかけても、全体的にこういうそれぞれの企画について、こういうふうの問題があるんじゃないかとか、こういう企画については、どうしたらいいんだろうかっていうことを、広く提言できるような、何か活動をやっていく必要があるんじゃないかなということをおもうんですよね。ですから、何か、今後の問題点というのは、これだけじゃなくて、他にもいろいろ具体的にはもっとあると思うんですけども、そこら辺り、今後だったらどうなるんだろうとか、どうしたらいいだろうとか、そういうことをもっとこの会議で詰めていったらどうか、それもこの会議の持っている大きな役割なんじゃないかというか、任務なんじゃないかということをお個人的に思っているところです。

とりあえず、問題提起させていただければと思います。

(太田代理)

今、遠藤先生が指摘していただいてありがとうございます。実は、語り部不足とボランティアガイド不足が同時にやってくるんですよ。今はっきり言うと、実行部隊が非常にちょっと、もうここ1～2年先にやってくるんですよ。実行部隊がいなくなるっていうような感じですね。そこをどういうふうにしてクリアしていくかっていうのが、われわれ自治会の一番大きな課題になっているんですけれども。現実にも今、志村会長もこういった状況で、もうだいたい志村会長の代理でここにも僕が来てるんですけれども。それが同時にやってくるということですよ。そここのところの課題を、実行部隊をどう養成するかというのが大きな課題になってくるんですよ。そのために、どういうふうにして体制をしていくかっていうことで、大事になってきます。切実に今感じております。

(内田委員長)

ありがとうございます。他に御質問とか御意見があれば頂戴したいと思います。

それじゃあ、私の方から3点ほど少し、今後の課題ということで、考えていく必要があるのかということをお紹介させていただければ。

1つは、園の過去と現在と未来ということで、園について正しい理解をお持ちいただくためには、過去から現在、未来というのをやはり整理した形で県民の方々にとか、あるいは各界の方々に御理解いただく必要があると思うんですね。現在は、非常に新しい状況が園に生まれていて、入所者の方がかなり高齢化されている。これまでなかったような、いろんな状況が出てきている。そういうことについても、県民の方々、各界の方々に正しく御理解していただく必要があるだろうというふうに思いますし、加害責任との関連で、正しく御理解いただく必要があるだろうというふうに思いますね。将来、入所者の方がいらっしやらなくなったときにどうするんだということについても、そういう問題があるんだということをややはり県民の方々に知っていただく必要があるだろうというふうに思うわけ

ですね。過去だけでは、なかなかそういうことについては理解が深まらないということがあるでしょう。

2つ目の問題は、差別ということについての、その意味は何なのかということについて、やはり県民の方々に正しく理解していただく必要があるだろうと思うんですね。差別には2つの側面があって、Aさん、Bさんという方々が被害を受けるという、そういう個人的な問題、被害という面とともに、もう少し公共的な部分というのがあって、その差別が連鎖していくとか、他の課題に広がっていくとか、延焼していくという形、インターネット世界、要するに差別が差別を生んでいるという、延焼していくという、こういう現象だろうというふうにはですね。個々の対策だけでは、なかなかその延焼の部分については、効果的なものが出てこないというふうな形で、どうしても、モグラたたきみたいなようになってしまうということで、その延焼の部分についても、やはりきちんと啓発をしていくということが、先ほどおっしゃったインターネットの問題とも絡んで必要なところ、なかなか難しい課題ですけれども、そういった課題があるんだということを県民の方々にも御理解いただく、各界の方々にも御理解いただくということが必要なというふうに思います。

3つ目は、自治会運動ということで、これまでハンセン病問題については、非常に自治会の方々が、あるいは退所者の方々が当事者として運動を展開し、その問題について対応をしてこられた、切り開いてこられたということですが、なかなか現状は、自治会の運動が難しくなっている。こういう状況にあって、例えば、人権擁護委員会とかいったような構想も出ていると。そういう自治会運動というのは、現状はどういうところにあるんだということについても、やはり自治会の方々と御相談いただきながら、県民の方々に自治会運動というのが今こういう形にあるんだということを、やはり正しく御理解いただいて、自治会運動に対して御支援をいただく、県民の方々、各界の方々が御理解・御支援いただく。こういうことを作っていくというのもこの委員会の仕事の一つではないのかなという気がしています。

それから、今、太田さんがおっしゃっていた語り部の問題ですけれども、同じような問題がかつて原爆の問題であったところで、広島と長崎は、当事者がいらっしやらなくても語り部を養成し続けるという、そういうシステムを作られたということですので、そういう長崎とか広島のシステムというのを少し学んでいく必要があるのかなという気がして、HIVの方でも、何か国の方が語り部の問題と関連して、それぞれ当事者お一人お一人について、ビデオを作るというふうな予算を付けて、ビデオを作っているというふうなことを聞いておりますので、県レベルでそれが可能かどうか分かりませんが、何らかの工夫が必要かなということで、その点についてもこの委員会の方でテーマにさせていただければありがたいなと。とりあえず、以上、申し上げたいと思います。

(小野委員)

今の語り部のビデオを作るというのは、大変いいことだと思いますけど。今、画像を

見て、みんな子どもたちが安心して、一生懸命見るものですから。これをやるなら急がないといけない。

それから、もう一つだけ。突然思いついたついでに、自治会の活動を知らせることも大切なので、絵を奄美でやってるように、あそこに、「菊池野」の雑誌をずっと並べてみたり、あるいは自治会の絵と子どもさんたちの絵と、一緒に展覧会をしてみるとか、そういうのを1回やっていただいたらありがたいし、関心も深まるんじゃないですかね。「菊池野」なんて、もう100号超えてますからね。なんか展覧会とか、エピソードを書いたやつでも、なんかしてみたらいいなど。すみません。思いつきで話しています。

(遠藤委員)

今の内田先生のお話されたことっていうのは、私が言いたかったこととかなり重なっていて、内田先生がすごくそれをまとめてお話いただいたんですけれども。県民の人たちがハンセン病問題から人権問題を学ぶ場所として、この恵楓園を考えているという、そういうことが、恵楓園がそういうことを教えてくれる場だっていう、もう状況じゃないんですよ。つまり、もう学べる機会さえなくなってしまうかもしれないという、恵楓園自体がずっと、今の状態がこれから先も維持できるかっていうと、できないっていう状況の中で、じゃあ、どうやったら学んでいけるのかっていうことについて、恵楓園の現状まで含めて、しっかりと考えていくっていうことが大事なんですよね。

そうすると、内田先生が言われたように、当事者の方からお話を聞けるチャンスっていうのがない時代に入ったときにも、この恵楓園の中からわれわれは何を学んだらいいのかっていうことまで含めて考えていかなきゃいけないですし、自治会問題というのは、今自治会はすごく厳しい状況ではあるんですけれども。例えば、ここで人権を侵害された人たちの歴史を学ぶだけじゃなくて、それに対して、自治会という形ですと戦ってきた方たちの歴史として学ぶっていう学び方も十分あるわけですからね。ある意味では、基本的人権というものが奪われていた、もっとも奪われていた場所がこの場所で、その奪われればなしで入所者の方たちがいたんじゃないで、奪われることに対して戦い続けた場所でもあるという、なんかそういう場所としての自覚も必要です。例えば、ハンセン病問題というのをハンセン病問題だけを学ぶための場所じゃなくて、ハンセン病問題から何かを学ぶ場所としての人権問題の場所でもあるはずなので、ハンセン病問題というものを考えながら、今、現実には、すごく人権侵害が逆に起きてきている、起きやすい。すごく危険な状況が今社会的にはありますよね。だから、そういう中で、ここで人権問題を学ぶっていうことが、社会に対してどういう成果を出していけるかっていう、そういう場所でもあるという、そういうなんか、ここで学ぶっていうことの、その学び方と学ぶ課題と、これから先、何を学ぶのかっていう点で、先生がおっしゃったように過去だけから学ぶんじゃない、現在から学び、将来にも学ぶという、この学び方の基本的なことについて、せつかく5年間あるこの組織が、5年これから先たったときに、あそこできちんと議論して、その結果がいい成果物を生んできているんだという、なんかそういう、なんかそういうものに

なったらいいなと個人的には思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。他に御意見とか御質問があれば頂戴したいと思いますが、はい、どうぞ。

(箕田委員)

先ほど太田さんが言ったとおり、自治会ではなかなか啓発活動も今後維持していくのが難しい。県の取組を見ましても、やはり自治会の方の講話と見学が基本的に核になって行われているものが結構大半、メインな部分ですので、そこをずっと維持していくには、どうしたらいいかという話が必要だと思うんですけども。基本的には、ハンセン病問題基本法で、正しい歴史とか知識に関するハンセン病の啓発というのが義務付けられているような書き方になってますけど、それは必ずしも入所者の方だけのことでなくて、園として、国として、園としての義務もあるのではないかというふうに実は最近感じております。

特に、先ほど半分くらいはもうできないので断っておられるというふうに太田さんがおっしゃいまして、実は、そんなに断っておられるというのを、実は僕はつい最近まで知りませんで、園として、私もだいたい年間 10 件ぐらいの啓発はしております。ただそれは、いつもハンセン病の病気と歴史みたいな話とあと見学みたいなことで、結局、なぜそういう形のもの自治会の啓発と両方あるのか、ちょっと分からなかったんですけど。どうも、いろいろ聞いてみると、もう自治会の方で担当できなくなった啓発で、しかしそれでも研修したい件が園に回ってきているようなことが分かりました。

もっと昔のことをいろいろ聞きますと、そもそも由布園長という方がおられたときは、なんか由布先生が指導して啓発を始めて、そのころは逆に園がもう率先して啓発を始めて、そして、入所者の方を引っ張り出したという経緯がどうもあるらしくて。結局、そういう形に戻すのかみたいな話になるわけですけど、現実問題として、一番サポートできる状況にあるのは、やはり園なのかなと思っておりまして、今後は自治会とも相談しながら、いい形で園がサポートしていく、行政がサポートしていくという形を作るようなことをしていったらいい、この委員会では、その方向性についていろいろ御示唆をいただくと。

後は、このハンセン病啓発というのは、入所者の方がおられなくなってもずっと人間がいる限りは必要な啓発の問題だと思いますので、そうなってきた場合に、園も入所者とともに無くなるわけですから、そういう状況になれば、当然、園がするということはできなくなる。じゃあ、それを誰かが今度代替わりしていく。じゃあ、どこの行政機関かという話になれば、やはり現時点のこの流れからいけば、熊本県という話になるか、あるいは国という、国がまた別に委託してするとか、今日本財団も入ってきておりますけど。そういうふうな形になっていくのがいいのかなというふうに最近、いずれにせよ、啓発を園も、入所者の方の啓発を支援していくということを、責任があるのではないかというふうに感じております。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(遠藤委員)

度々すみません。箕田先生のおっしゃったこともすごく大事だと思っていて、それを統合的に、大きな全体像としてどうやってやったらいいのかっていうことですので、きちんと、なんといいですかね、コーディネートする必要があると思うんですよね。

あと、後半の問題にも関わるんですけども、私は、県単位とかですごくよく仕事をされているのは大阪府だと思っているんです。大阪府は、いろんな形で啓発のコーディネーターという方たちがちゃんとして、学校とかいろんな現場に行っていて、ちゃんとそういう啓発のコーディネーターをされるんです。例えば、DVDとかを見るだけでは意味がなくて、それをちゃんと使ったコーディネートするという人たちも要請していく必要があって、私は、どこかの段階で一度大阪府の回復者支援センターっていうところは、そういうのをすごく、大阪府から委託されているような事業をされているので、一度来ていただいて、どんな仕事をして、どんな業績を上げてくるかっていうのを伺ったら、相当参考になるところがあるんじゃないかなと思っています。だから、そういう機会もぜひ作っていただけないかなと思っているんですけど。

あと、後半の方の議論、また後で触れられると思うんですけど、このテーマとして、実践的な教育でしたかね。実践的な理解をする。力を付けることをすごくされて、どこかでやってみたらいいんじゃないかなと思うんですけども。ちょっと良い例かどうか分かりませんが、例えば、自分が今ハンセン病になったとして、じゃあ家族に対して、どうしたらいいだろうとか、自分は社会に対してどうしたらいいだろうとか、つまり、今研修してるっていうのは、自分はハンセン病になった人間ではないという視点でしか研修できてないんです。それを逆に自分がそういう立場になったら、自分はいったい何ができるだろう。そのときに、どういうことが自分に降りかかるだろうとかがあって、これは実は、教師である私も大学の中で1回学生の立場に立ってみたら、どういうものが教師に見えてくるかっていう検証したことがあるんですけども。

そういう学習の仕方とか、研修の仕方も、すごくプログラムの作り方とか、そういうものによっては、すごく成果が劇的に違うようなことってあると思うんです。見方を、逆の立場から自分を置いてみたらどうだとか、そういういろんな具体的な、そういうものを学ぶプログラムみたいなものを工夫して行って、実践力をどうやって付けていくかっていうことについて、やれる工夫って今後なんかたくさんあるような気がして、それをなんかどこ、それぞれの部署の方がいろいろ御検討されると思うんですけども、そういうのも、こういうふうなところで、こういう問題はどうか、こういうふうな考えてみたらどうかというのも、お互い意見を出し合ったりして、より良いものを熊本県の中で作っていったら、そうするとそういう研修プログラム自体が良いものになってくるんじゃないかなという気がするんですけど。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(太田代理)

実は、毎日だいたい2～3件は、実は講演の依頼を断っているんですよ。やはり心苦しくて、これを全部園長に回そうかと思っているんですけども。なかなか園長も忙しいからそういうわけには、自治会が受けた以上は何とか自治会で消化せないかんわけですけども。われわれも結構忙しく、時間的にも体力的にも。しかし、もうやむを得ず。もったいない話です。毎日2～3件は断ってます。これが実態です。果たしてこれでいいのかと。「何回でも断られる」って言うんですよ、断ってるところは。だいたい1年、2年先をずっと予約されてるんですけど。一度、講演を依頼されたところは、もう来年、再来年のこともずっと予約されていなければ、なかなか確保できないということで。

先ほどの日本財団も実は全国的にB&G（公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団）ですか、あれにハンセン病の啓発事業をやるからということで資料を出したら何百件って来たらしいんですよ。熊本県からも相当来たらしいんですよ。それで心配になって常務理事がお見えになったと思うんですけど、何とか紹介できればと。いや、もうこれは、日本財団のことは、この分については園長に任せる以外ないかと、今日資料館を見に行かれたんですけども。なかなかもう、この日本財団の分までは、なかなか我々は受けられないかなという感じがしてます。それがもう実は深刻な問題になっています。ということで、何とか解決をどうやって図っていくかというのが、本当に大きな課題になっています。

ある人が言うには、「あなたたちは啓発する義務があるんだ」と、逆に怒られましてね。「なんで断るんだ」と、「あなたたちには啓発する義務があるんだ」と、自分もひどく怒られたりしまして。中には非常に厳しい声が、断ることに対する抗議というのが結構あるんですけども。実態はそういうことですね。こちらの人数的なことあるものですから、なかなか対応できないというのも実態ですので。この問題も何とか良い方法を探していきたいと思っています。

(内田委員長)

何か事務局の方から御発言がありますか。

(岡崎委員)

今、今後の進め方についての貴重な御意見をいただきまして、この議題2のペーパーは、最終報告書の作成に向けた検討というところで、一応5年間を目途に検討することとするため、最終的には32年3月を見据えた内容の検討を行うということで、そこに、今、今日いただいた御意見、語り部の育成でありますとか、あるいは将来を見据えた研修のあり方、そのあたりを一つの大きな柱といたしまして、今後2年間かけて、具体的に詰めていけたらと、考えています。

それから、先ほど、箕田先生から心強い御発言がありましたので、そういったことも踏まえて、自治会だけではなくて、協力できる機関、人をいかに増やしていくかというのが

今後の大きなテーマじゃないかと。先般、3月3日に医療・福祉の研修会をしたんですけども、そのときの参加者の反応はものすごく良くて、そのときは箕田先生が医療の話と、それから介護のスタッフの方が、介護の話。それから、中さんがここを出てからの話。非常にまとまりが良くて、今日は中さんお出でじゃないんですが、もう「自分は啓発の話はいつでも受けるから」ということを言っていました。そういったことも含めて、今後も熊本県ならではの啓発について、テーマを設定して進めさせていただきたいと思っております。今日、いただいた意見を踏まえて、今後の進め方を、よりテーマを設定いたしまして、またお諮りできたらばと思っております。

(内田委員長)

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは議題3の方に移らせていただきます。「事務局からの報告」ということでございまして、よろしく願いいたします。

(3) 事務局からの報告・平成30年度の取組計画

(塩木参事)

はい。それでは、健康づくり推進課の「平成30年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画」について、説明させていただきます。

まず、1つ目は、熊本県ハンセン病問題啓発委員会です。本委員会です。先ほど、今後の取組として御説明いたしましたとおり、来年度は第8回を6月頃、第9回を平成31年の2～3月にかけて実施させていただきたいと思っております。

それから、2つ目、菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。事業内容については、先ほど御説明したとおりです。実施時期につきましては、7月と8月を予定しておりますけれども、これにつきましては、より多くの方が参加していただくように、今後、さらに検討していきたいと思っております。参加者につきましては、一般県民、教職員、県職員などが参加しております。

3つ目は、第3回熊本県ハンセン病医療・福祉研修会です。実施時期につきましては、31年2月と書いてありますが、3月3日に第2回を実施いたしましたところ、もう少し気候の良い時期に開催していただきたいという参加者の御意見がありましたので、実施時期は今後検討したいと思います。

それから4番目、「熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム2018」と題しまして、6～7月にかけて一般県民の方を対象とした講演会などを実施したいと考えています。

それから5つ目、ハンセン病問題啓発パネル展です。今年度は県民交流館ですとか、県庁地下通路で開催しましたけれども、先ほどの事業説明でもありましたけれども、より多くの機会を見つけてパネル展示をできればと考えているところです。

それから6番目、啓発リーフレットの配布です。こちらにつきましては、今年度同等の部数を発行して、啓発に利用していただければと考えております。

それから7つ目、ふるさと事業です。ふるさと訪問事業とふるさと便があります。ふるさと訪問は、菊池恵楓園及び全国の療養所に入所している本県出身者の方に、熊本までお越しいただいている事業です。なお、今年度、久しぶりに実施し、平成30年度についても、県外の療養所に入所している方で、本県への訪問が困難な方につきましては、本県から出向いていきまして、入所者の方と懇談して、懐かしんでいただくようにしております。実施時期につきましては、訪問事業が秋の行楽シーズンといいますか、季節の良い時期に実施しています。それから、ふるさと便につきましては、12月末に、新聞につきましては毎月送付しているところです。

健康づくり推進課の事業につきましては、以上です。

(益崎指導主事)

それでは、教育委員会人権同和教育課の方の取組、参考資料の2の2になっております。大きく3つです。平成30年度の若手教職員のための菊池恵楓園現地研修です。これは先ほど中間報告書でも少し触れましたけれども、27年度から本年度まで3年間取り組んできましたけれども、いくつか課題がありました。その辺を改善するために、今後4年計画で、だいたい120名前後の人数を中心に、すべての公立小・中・義務教育学校、高等学校等から、特別支援学校等から、教職10年経験程度の先生方を集めて、研修を実施するというところで、方法としては先ほど御説明したとおりです。8月23日に実施することで今進めております。

2点目です。ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修です。これも同じです。DVD等の活用を含め、各学校の実情に応じてハンセン病回復者等の人権についての研修をお願いしております。

3点目です。人権教育に関する研修会です。学校教育及び社会教育に関わる教職員等に対して、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとするさまざまな人権問題についての基本的認識と人権教育を推進するための指導力向上を目的として、研修を実施するところです。以上の3点です。

(内田委員長)

ありがとうございました。ただ今の御説明に対しまして、御質問・御意見等あれば頂戴したいと思いますが、小野先生いかがですか。

(小野委員)

太田さん、あのパネル展のときに、絵画展も一緒にできる可能性はありますか。

(太田代理)

そうですね。できたら可能ですね。パネルだけ、活字だけじゃなくて、絵も一緒に、同時に開催していただければ効果的だと思いますね。

(委員)

場所がうまくいけばね。

(箕田委員)

あの啓発の中心がやはり教職員、教育者になるというのはもう当然だろうというふうには思うんですけども、私が来て、私も全くここに来るまではハンセン病については全く知らないで、人事で派遣されてきたみたいな形だったんですけど、やはり、いろいろ勉強してみると、非常に医者にとっても、あるいは、医療関係者にとって、極めて重要な内容を含んでおります。そういうこともあって、看護学校とかそういうところも、割と研修に来られているように思います。

ちょっと太田さんにお聞きしたいんですけど、断られている中身は、ほとんど教職員とか、県庁の県職員とか、そういう方々ですか。あと看護学校とか。

(太田代理)

圧倒的に学校関係が多いですね。

(箕田委員)

学校関係ですね。

(遠藤委員)

その申込が学校関係が多いですからね。

(箕田委員)

元々のマスが多いんですかね、結局。

(遠藤委員)

といいますか、学校関係の方たちが、いろんな研修というのが毎年毎年行事化されているから、結局、その中に入ってくるんですよ。

(箕田委員)

他のところはあまり入ってないということの裏返しでもあるんですかね。

(遠藤委員)

ですかね。だから、学校が圧倒的に多いですよ。

(太田代理)

だから断ったところのデータを、どういうところを断ったんだということを、データを調べようと思っています。毎日3件ぐらい断ってますから、それらのデータが必要だなと思います。

(箕田委員)

この前、司法の方もなんか研修に来られるみたいな話も少し聞きましたし、僕が医者としてここに来て、いろいろ経験した限りでは、あらゆる人に勉強になる、これは間違いないと思います。うまくやればあらゆる人の勉強になると思います。

いつも入所者の方々抜きで啓発を私がしているときに思うのは、ちょっと入所者の方の話があるのとないのでは、かなり違うと。やはり、私たちが話しても当事者じゃ、まあ、加害者としての当事者的なニュアンスの話は非常にできるんですけども。やはり、被害に遭われた方のお話、入所者の方の話があると、全然印象度というか、相手に対する気持ちが違うなというのは感じます。それはどうして感じるかというと、啓発用にビデオが出

してありますよね、僕はかなり時間があるときは、工藤会長が熊本市で作られたのをちょっと何分か流すんですけど、もうやはりそれを流しているときは、僕の話をしているときよりも、やっぱものすごく真剣にみんな聞いていますね。やはり、入所者の方の話と、セットじゃないと駄目かなという気はしています。ぜひビデオとか作っていただいて、どこが作るかという話もありますが、かなり撮ってはあらしいので、ここの資料館の方で、編集して、ちょっとあんまり時間はないかなという気はしますが、相当断られているという話を聞くからですね、すみません。

(太田代理)

この間は、福岡県の裁判所、高等裁判所の裁判官を相手に講演したときは、さすがに僕も緊張しました。おそらく、福岡高裁、それと九州の地裁の裁判官が、研修に来る、講話を聞くっていうのは、今までなかったことですね。よく聞くと、実際東京でもハンセン病資料館に最高裁の長官、最高検察庁の長官が3回ぐらい来たって言うんですよ。非常に、そういう影響もあったんでしょけど、まさか裁判官に僕が講演するとは、とても思いませんでしたけども。さすがそのときには緊張しました。でもあの人たちはすごいですね。物音一つ立てませんね。これは、全然雰囲気違っていました。

それから聞くのが商売なんですよ、裁判官。メモも取りませんよ。たぶん、全部頭の中に入っているのでしょうね。あれにはビックリしましたね。みんな東大法学部を出ているのでしょうけれども、いや、ほんとすごかったですね。緊張しました。そういうことで、非常に講話する、講演する人も非常に変わってきている話だったですね。そういうことで非常に司法関係者の関心というのは、また高まってきてますね。特別法定、出張裁判以降、なんか、最高裁の長官が3回も来るっていうことは、そして、公に来てくれるなって言うんですけども、まあみんな、勉強されている、関心持たれているということですね。

(内田委員長)

私の方から、国のハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会っていうのは、10年ぐらいずっとやっつけていまして、昨年度は医療従事者の方々だけではなくて、いわゆる患者サイドの方々について、かなり詳しいアンケート調査をさせていただいたんですけれども。医療従事者とか福祉関係者の方にとってハンセン病問題というのは、先ほども太田さんから発言がありましたように、非常に重要な意義深いことだろうと思うんですけども。

他方で、患者ということにとっても、患者学というんでしょうか、ということにとってもハンセン病問題というのは、極めて重要で意義深いことだと思うんですが、どうもその患者学という観点からの理解が浸透しているかという、ほとんど浸透していないというのがアンケート結果から出てきたんですね。一般的な理解はするんですけど、患者学という観点から見たときにハンセン病問題はなんなんだという、そういう掘り下げにはつながっていかないみたいなところで、そこがぜんぜん生かされていないなっていう気がするんですけども。医療従事者とか福祉従事者の方にとってハンセン病問題というのは、一定の広が

りが見られるということで、そこは少し違いが出てるのかなという印象を持ちました。もう少し患者学という観点から見たときに、ハンセン病問題というのは、非常に意義深いというそういう視点での啓発というのも必要かなと。原因としては、家庭とか小中学校で患者学というのは、必ずしも取り上げられていないということが一因かなという気もしたんですけども。いろんな患者団体の方々にアンケート調査とか、直接ヒアリングさせていただいても、そういう視点っていうのは、これまで自覚しませんでしたというお答えが非常に多かったものですから、少し、今後のわれわれの検討課題かなっていう気もしております。

(遠藤委員)

実は、ハンセン病市民学会のニュース、最新号が、昨日私の手元に届いたんですけども、予めコピーして差し上げればよかったんですけど、この巻頭言で内田先生が素晴らしい一文を書いてらっしゃるんです。つくづくと思ったのは、この中で、2016年6月28日現在で退所者が1,124人、非入所者が79人、合計1,203人が入所されない方でいらっしゃるわけですね。先ほど県の方でお作りになっていたこのパンフレット見て、一番後ろを見ていただくと分かるんですけども。これで、「全国のハンセン病療養所で13の国立療養所と、1つの私立療養所があり、うち、1,473人の方が暮らしています」って書いてありますね。最新はもっと減ってるかもしれないんですけど。片一方で1,203人の方が入所されない方なんです。これ、いずれこの人数逆転しますよね。要するに、もうハンセン病問題って、入所者の方の問題だって考えてるとそうじゃなくなって、そして、この方たちは放っとくと、また療養所に入っただけでござるを得ないっていう現状があるわけです。内田先生のおっしゃってることを僕は十分理解できているかどうか分かりませんが、来た方に対する医療とかの問題だけじゃなくて、そういう退所者の方たちが社会の中でちゃんと自分からそういう療養所に入らずに治療を受けられるような、そういう環境がわれわれはどうやって作れるかっていうことも、もしかしたら、患者学の問題に近いんじゃないかと思うんですけど。

これ、本当に退所者の方の方が多くなるっていう現状がもう目の前に来ますもんね。だから、ハンセン病問題というのは、基本的には療養所の問題だっていう視点から、だんだんそうでない視点へ問題が、県庁の課題もそういうところまで広げないと、この問題の射程は収まりがつかないっていう、そういうことも、私はこれ、内田先生の巻頭言を読みながら、この問題をわれわれはもっと真剣に掘り下げるべきだなということをつくづくと感じましたので、ちょっと先生の、先生何かそれについて何かコメントがあれば。

(内田委員長)

先ほど県の方からこの委員会の議論を反映して、もう既に実施済みだということで御報告いただいて、非常に心強かったですけれども。その一般的な啓発ということとともに、その退所者の方とか、あるいは入所者の方が接点を多く持っているような、そういう場面とか、そういう職種の方々に対して、ピンポイントのやはり啓発をしていくっていうこと

も合わせて非常に重要なこと。そのことがその退所者の方々が社会の中で生活を続けられるとか、入所者の方々が非常に社会化していけるというような条件づくりの一つになるんだろうなというふうには思うんですけども。少し接点を持っている方々に対するピンポイントというものを、やはり一般的な啓発とともに、やはりもう少し充実させていく必要があるだろうと。そういう視点で見たときに、やや全国的に見れば弱い部分があって、退所者の方がそのためにもう一度療養所に戻らざるを得ないというふうに8割以上の方がおっしゃっているという、そういう状況があるんだと思うんですね。

熊本県の場合、先ほど御紹介いただいたように、そのピンポイントの方についてもやはり手を付けていらっしゃるんで、非常にありがたいなと思っているんですけど。もっともっと全国的にそういう問題を意識して、検討していく必要があるかなというふうに思っています。

(太田代理)

僕がお話させていただいたときに、終末期医療と終末期ケアの話をしたんですけどね。やはり現実になると抵抗すると思いますから、先生が言われたように医療関係者をもう少し、医者を含めて、ピンポイントっていうんですか、やる必要はありますよね。

本当にまた戻ってこないといけないから、起こると思う、今の問題と。

(内田委員長)

先ほど遠藤先生がおっしゃった大阪の場合は、コーディネーターがいらっしゃって、事前に対象者の方が利用される施設の方にコーディネーターの方が行かれて、「ハンセン病問題というのはこういう問題でして、対象者の方にはこういう特有の問題がありますよ」というようなことを御説明されると。その上で、対象者の方がその施設を利用する。そうすると、かなり従来と違った対応をしていただけると、そういう報告を大阪府から受けているところですけど。

(太田代理)

中さんとも、大阪、済生会かなんかのお話をされてましたもんね。

(遠藤委員)

はい。そうですね。済生会だったですね。

(太田代理)

熊本でも、例えば、もう一つのターゲットを決めて、交渉してもいいなと思うけど。済生会がやるかどうか分かりませんがね。

(遠藤委員)

あと、そのコーディネーターの方たちが、今のお仕事だけじゃなくて、市町村とかいろんなところで、学校関係は、ちょっと記憶は、私は正確には分かりませんが、いろんな啓発の要請を受けて行かれて説明されてるんですよね。だから、そういうのもすごく問題も、所在も分かっているし、説明の仕方もすごくお上手ですから、とてもいい仕事をされてるっていうのが、なんかその大阪でやれていることの何分の一かでも熊本でできるかなと。

(太田代理)

そのため、この 1,203 人と、1,473 人の数字をどこかで大きくアピールできるといいかもしれませんね。正確な数字なんて今までありませんでしたね。

(遠藤委員)

これも実は、非入所者給付金受給者の数でしかないんですよ。

(太田代理)

ああ、そうですね。

(遠藤委員)

だから、それ以外に受給されていない、わざと受給しないことによって、分からないようにされてる方。要するに、「いただかない」という選択をされている方がこれ以外にいらっしゃるんですけど。だから、中さんがいつもよく言われますけど、私たちが把握できてる退所者の数は、実はその一部なんだっていう言い方をされます。

(小野委員)

僕もなんかお話するときは、いつも「1,000 人 + α 」とかしか言えなかったんですけど。この 1,203 人は根拠がちゃんとありますからね。少なくとも、これだけはおられると。すごい数字ですね。

(内田委員長)

何か事務局の方から御発言があれば。

(岡崎委員)

一歩ずつといたしますか、医療関係者への、医療・福祉関係者への働きかけは先ほどから御意見出ましたように、非常に重要だと思っておりますし、私どもがちょっと考えていたのは、医療ソーシャルワーカーも、公益法人になっておりまして、そういったところ、病院から施設への架け橋とか、在宅からの架け橋とか、そういうところとか、あと訪問看護ステーションの連合会とか、そういったところ。それから、明日から在宅医療の県の大きな会合ができるという話もありますので、そういったさまざまな場面で、ハンセン病のいろんな治療や介護の方法とか、注意すべきこととか、そういったことも合わせて啓発を進めていきたいと思っております。

(小野代理)

来年、ここにその数字を入れていただきたいですね。

(岡崎委員)

退所者の。

(太田代理)

退所者の存在人数。

(内田委員長)

ありがとうございます。それでは、その他の方に移らせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(4) その他

(内田委員)

事務局からは、特にその他ということ、特に御用意いただいてないというふうにお聞きしておりますけれども、委員の先生方の方から「その他」ということで、御意見について分からないことがあれば頂戴できれば、ありがたいと思います。よろしいですか。太田さん。

(太田代理)

今一番取り組んでいるのは、社会交流会館歴史資料館の増設整備計画を立てているところです。3カ年ぐらいの計画で新しい資料館を全面改修して、現在のところの歴史資料館を全面改修をして、新たに増築をしたいと思っています。その辺りの予算措置を国とやっている状況です。

そして、合わせて菊池医療刑務所の問題についても、今度合志市の小・中学校の一貫教育校ができますので、そういうことで、まだ入札は終わってないんですけども、近いうちに入札があると思うんですけど、そうなってくると刑務所の跡地、ここで刑務所がなかったということでは、われわれは済まされないので、全然、法務省、それから厚労省というところと打ち合わせて、校門と同時に、校門近くに記念碑を建立すると。それから、その周辺について、やっと今度法務省とも合意をいたしまして、一応その碑文の内容も内定しました。

それから、あとは今の刑務所の独房の移設をお願いしています。こちらの方も何とか法務省の方でやってくれるように。あとは、刑務所関連資料の情報開示と資料の提供についても、今だいたい向こうに出してまして。何しろ相手が厚労省と法務省と2省。それとたまたま財務省が関わってきますのでなかなか難しいんですけど、大筋合意して、今年は何とか刑務所の問題については、解決を図りたいと考えております。これも一つの、これを大きく啓発に活用したいと、われわれは思っています。

(内田委員長)

ありがとうございました。他に何か。

(遠藤委員)

太田さん、そのかなり近くをお伺いしたんですけどね。その社会交流館という、今の既存の施設じゃなくて、もうちょっと、これだけ、いよいよさっき申し上げた入所者の方の話が聞けない状態の中で、例えば、分かりやすいのは、ちゃんとした、きちんとした、見学施設を造って、例えば、監房でも、現状じゃなくて、もう中に、例えば、あれ全部塀で囲われてたんですよ。だから、今はあの建物が塀がない状態でしか自覚がないわけですけども、本当は、あれが塀に囲まれていて、真っ暗だったっていうのを本当に再現してみたら、ただそこを見るだけよりも、もっと歴史の把握ができるし、医療刑務所の場所だって、ちゃんとその中にきちんと入れたらいいんですけど。なんかそういう建物をもう一

回全部造り直すっていう話にはならないんですか。要するに、今の現状の建物を利用して、その中で資料館を充実させるっていう話しか、厚労省との間では進まないんですかね。

(太田代理)

そうですね。今のところは、社会交流会館ということで予算をいただけてますし、歴史資料館ということで予算は受諾できないんですよ。今度は社会交流会館の増築ということで、西側の方にだいたい 550 m²ぐらいの増築部分は造りますけれども。現在の社会交流会館は全面改修をして、展示の整備をこれからやりたいと思ひまして、もう業者とはこの3年間ずっと協議して、展示整備計画書というのを作ってまして、これ展示計画整備の図面取りも 300 万ぐらいかかりましたけど。この予算を出してくれないので自治会が業者に委託をして作成したんですけれども。そういったことを厚労省にこれから提示しながら、予算の確保をするんですけど、建物の構成を作るっていうのは、非常に難しいんですね。今、国は東京のハンセン病資料館、国立ハンセン病資料館と草津の重監房資料館、その2つしか認められていないんですね。後も、確かに沖縄は造りました。沖縄の場合は、これは特殊地方で予算の配布の仕方が全然、国内とまた違うんですよ、出所が。非常にまた沖縄は特殊な環境があるので。そういうことで、全くそういった建物のないところは、若干、邑久光明園にはできてますけども、ほとんど施設の建物を再生するという方向でやっています。僕も新しい資料館が欲しかったんですけど、なかなか難しいですね。だから、増築というのでやっと折り合いを付けました。

今の恵楓園の社会交流会館は、建物が歴史的建造物ということで、あれも耐震の診断も終わりましたので、あれをさらに強化し、建物よりも一番大事な展示内容で勝負しようかと思っています。それで、展示の整備費だけでだいたい 3,000 万円ぐらいかかります。それを一切厚労省は面倒みません。建物の整備費は、厚労省医療経費支援から予算を付けてくれるんですけど、内容の展示整備費は、全く予算化されないんですよ。非常に厳しい。建物どころじゃなくて、展示内容の整備費については、なかなかまた厳しいんですよ。だから、そこは非常に今、日本財団だとか、さまざまところに今助成金の申請をしているところですね。例えば、刑務所の復元をするのにだいたい 500 万円ぐらいかかります。そういったことで、先立つ予算の確保というのは、非常に苦労していますけども、非常に厳しいものがあります。

(内田委員長)

県の問題ではないんですけども、医療刑務所の跡をどういうふうに位置付けをするのかっていうのは、非常に今後課題になりますね。法務省のスタンスとしては、厚労省から頼まれて、われわれとしては設置したので、よって加害責任は法務省にはありませんみたいな感じなんですね。

それは歴史的な経緯というのを十分に取られていないからでして、どうも栗生楽泉園の特別病室が戦後憲法違反だっていうので、自主的に廃止された。その代替施設として、菊池医療刑務所ができたわけで、代替施設なんだっていう。で、手続きっていうのも戦前の

群馬の栗生楽泉園の特別病室に強制的に入院させたレセピ（手順）と、この特別法廷でのレセピというのは、本質的に変わってないんだっていう、そういう視点が十分法務省では理解はしていないんですね。そういう前提の上で保存しても、本当の意義は十分に国民に理解できるかどうかっていうのはプロットになっていく。そこを地元自治会の方が手続きの問題と、それから代替施設だっていう面を十分にこう、前面に出した形の展示ができるかどうかっていうのが今後焦点じゃないかなとは思っています。

（太田代理）

ですから、碑文の内容も、謝罪の言葉じゃない。謝罪の碑じゃない。反省の碑になっています。それも3回法務省と粘ったんですけど。謝罪の碑じゃない、反省の碑になってるということです。

（遠藤委員）

ハンセン病問題の未来の話をしていると、本当にあの監房は、あのままだったら絶対維持できっこないですよ。それに、本当の現状じゃないんです、さっき申し上げたように。あれで、監房ってこんなもんだって、みんなが理解できないですよ。あれをちゃんと、全部ブロックっていうか、回されてたっていうことが分かんないや、あそこの監房の意味さえ分かんないですよ。県の問題じゃないでしょうけど。

（内田委員長）

他に、御意見があれば頂戴したいと思います、よろしゅうございますか。

それでは、その他につきましては以上にさせていただきたいと。後は事務局の方にマイクを返させていただきます。

【4 閉会】

（小夏課長補佐）

内田委員長、議事進行ありがとうございました。また皆さま、熱心な御議論いただきまして、ありがとうございました。次回は今年6月頃を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第7回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。大変ありがとうございました。